

免許番号 区第136号

漁場の位置 淡路市斗ノ内地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と浅野漁港西防波堤西側線並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域

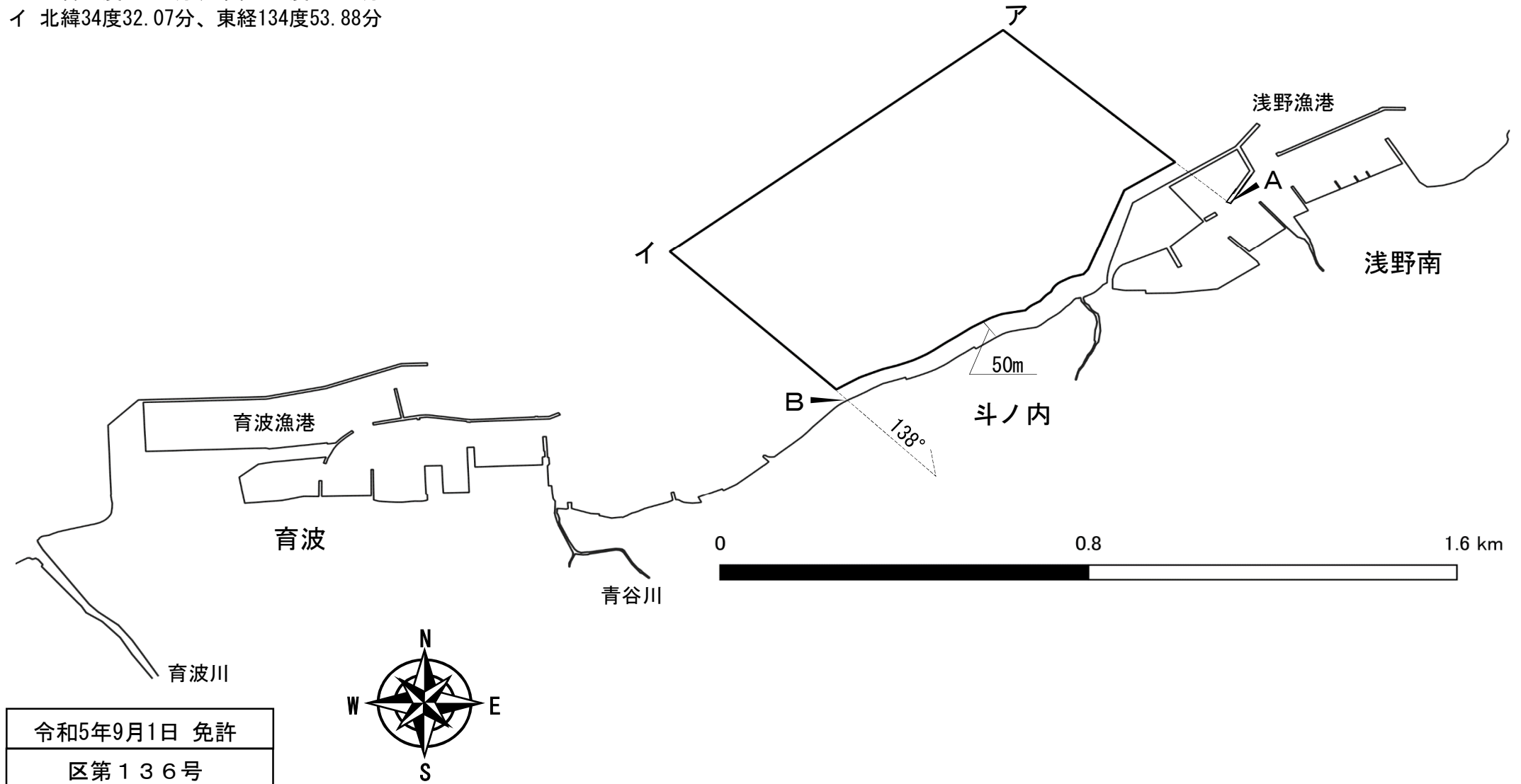
点の位置

A 淡路市浅野漁港北2号防波堤上旧灯台跡（北緯34度32.14分、東経134度54.51分）

B イから138度の線と最大高潮時海岸線との交点

ア 北緯34度32.35分、東経134度54.27分

イ 北緯34度32.07分、東経134度53.88分



1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月10日か ら5月15日まで、わかめ養殖業に あつては10月1日から6月30日 まで						
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	淡路市斗ノ内1694番地 浅野浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第136号		摘 要		